

## 治療用装具画像確認について

小島健康保険組合では、治療用装具にかかる療養費支給申請について、対象装具の画像を含め審査を行い、医療費の適正化に努めていきます。

## 1. 実施事項

・2017年7月受付分より、治療用装具にかかる療養費支給申請の際に、従来の「医師の指示書」・「領収証(原紙)」に加え、「申請対象装具画像」の提出が必要になります。(提出方法:裏面)

## 2. 対象(医師の指示のもと作成された装具)

・治療用装具(コルセットやサポーターなど) ・小児用治療用眼鏡 ・治療用弾性ストッキング など

## 3. 理由

愛知県内にて下記のような不正事例(医師の作成指示と異なるものを購入していた)がございました。

## 【不正事例】

申請時の届出書類

- ① 療養費支給申請書
  - ② 装具業者の領収書(義肢装具士が作成)
  - ③ 医師の意見および装具装着証明書(医師の証明)
- ⇒共に作製物は、「**頸椎カラー**」

「購入基準」通りであれば… →



現物確認をしたら…  
「**安眠まくら**」であった



----- ヤマオリ -----

----- ヤマオリ -----

## 【提出用】治療用装具確認用画像

被保険者(社員)の社員番号を記入してください。

装具利用者氏名

# 治療用装具画像の撮影・提出方法について

## 1. 撮影方法（装具が写る様に撮影した画像を3枚以上提出してください。）

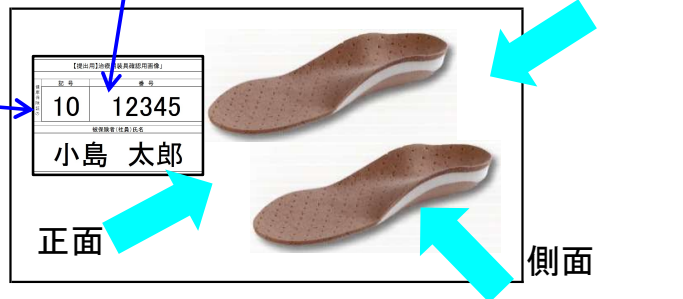
(1) 「【提出用】治療用装具確認用画像」(裏面)に必要事項を記載。

(2) 本用紙を山折りにする。

(3) 装具の横に立てて置く。

(4) 3方向から撮影する。

- ・正面
- ・側面
- ・裏面(正面の反対側)



### 【注意事項】

・今回購入したすべての装具を撮影し、ご提出ください。

例：靴両足 + 中敷き両足 など

・本用紙で装具が隠れないように撮影してください。

・治療用装具に、サイズタグ・付属品・ロゴ などがありましたら、別にもう1枚撮影し、ご提出ください。



## 2. 画像の提出方法 下記の(1)(2)どちらかの方法でご提出ください。

(1) スマホやカメラで撮影した画像データをメールで提出 画像を添付してください。(下記のQRコードからも提出可能です。)

○件名は「装具画像送付」、本文に社員番号をご記入いただき、  
※件名を記入しないとメールが届きませんので必ず記入下さい。

送信先メールアドレス： kenpo\*kojima-tns.com  
メールの際には、「\*」を「@」に変更してください

※必ず療養費支給申請書の「メール送信日」欄に送信日を記載してください。



装具画像提出用  
QRコード

(2) 撮影した画像をA4用紙にカラー印刷、もしくは写真プリントして提出

### ☆注意事項☆

画像が未提出の場合は療養費を支給することはできませんのでご理解の程よろしくお願い致します。

### 《お問い合わせ》

小島健康保険組合 電話:(0565) 32 - 8681

E-mail : kenpo\*kojima-tns.com